相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県小千谷市大字稚生甲一九一二番地
一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　篠田　昭雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
事務所新潟県長岡市弓町二―一―四四　むらやま法律事務所
相続財産清算人　弁護士　村山　夏希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市疋田町口一八五番地、最後の住所石川県金沢市浅野本町二一七二番地一マザーシップ浅野本町
被相続人　亡　大弥　喜信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
石川県金沢市大手町二番二五号レジデンス大手門三〇三号　西徹夫法律事務所
相続財産清算人　弁護士　西　雅哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市大聖寺南町ト四五番地一、最後の住所石川県加賀市大聖寺鉄砲町イの一二番地
被相続人　亡　別所　貞浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
石川県小松市小馬出町二七番地六　丸ビル二階　小松なごみ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　片岡　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市上田原九四一番地六、最後の住所長野県上田市上田原九四一番地六
被相続人　亡　久保　正春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
事務所長野県上田市天神四丁目二四番二一号
相続財産清算人　司法書士法人みのわ事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区西千代田町一七番、最後の住所静岡県静岡市葵区七間町八番地の五ＨＡＲＵビル三Ｆ　被相続人　亡　小島　冬彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
静岡県静岡市葵区伝馬町九番地の一〇　ＮＴビル六〇一　静岡・市民法律事務所
相続財産清算人　弁護士　伊藤　悠理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡小山町中島三三〇番地五、最後の住所静岡県駿東郡小山町中島三三四番地の一
被相続人　亡　渡辺　政敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
静岡県沼津市吉田町二五―二浜ビル二階　沼津総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　森本耕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区折戸五丁目一一二九番地五、最後の住所静岡市清水区折戸五丁目九番三号
被相続人　亡　池ヶ谷幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十六日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八　トーカイビル四階　ときわ綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　麻生　絵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市北区ひよどり台四丁目九番地一二、最後の住所神戸市北区花山台二〇番二六号
被相続人　亡　細井　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
神戸市中央区相生町一丁目二番一号　東成ビル四階　あいおい法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大槻　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市中井町西方一九一四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山口　忠信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
事務所岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階
相続財産清算人　弁護士　奥野　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市真備町箭田一〇一七番地二、最後の住所岡山県倉敷市真備町箭田一〇一七番地四
被相続人　亡　小川　正吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
岡山市北区蕃山町三―七両備蕃山町ビル八階　岡山ひかり法律事務所
相続財産清算人　弁護士　奥野　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目一〇番、最後の住所沖縄県宮古島市平良字西里五九番地一　二Ｆ東
被相続人　亡　馬場　壮太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月十六日
沖縄県那覇市楚辺二丁目一番二四号　ＡＺソベ五階
相続財産清算人　弁護士　小林　健一

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一　被相続人　尼田　ムツ　最後の住所　東京都豊島区西巣鴨二丁目三〇番一九号特別養護老人ホーム菊かおる園　生年月日　大正十一年五月十五日　死亡年月日　令和四年八月十六日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第二二六三三号
四　供託金額　六、〇〇七、四五七円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和四年（家）第九三八二号

令和八年九月十六日
東京都千代田区丸の内二―四―一　丸の内ビルディング九五三区
相続財産管理人　弁護士　浅田　眞弓

無縁墳墓等改葬公告

土地利用促進のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
令和八年九月十六日
一、墳墓等所在地　徳島県徳島市不動西町四丁目二一二八敷地内
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　鎌田順齋他十九名氏名全て不詳
一、改葬を行おうとする者　徳島県徳島市不動西町四丁目二一二八　鎌田　美博
連絡先　株式会社ぶつだんのもり　電話〇八八―六六九―一一一五